

平成29年4月7日

## キャッシュカードによるATM振込の一部利用制限について (還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止)

当行は、キャッシュカードによるATM振込に関し、一部のお客さまについて下記のとおり制限させていただくこととしましたので、お知らせいたします。

全国的に「振り込め詐欺」などの特殊詐欺が多発する中、最近ではキャッシュカードを使った振込みに不慣れな高齢のお客さまをATMに誘導し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が多発しています。

今回の利用制限は、こうした被害を防止し、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1.対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち、過去1年間ATMで当行キャッシュカードによる振込みのご利用がないお客さま。

#### 2.利用制限の内容

対象となるお客さまについて、キャッシュカードの振込機能を停止させていただきますので、キャッシュカードによるATMでの振込取引がお取り扱いできなくなります。

キャッシュカードによるお預け入れやお引き出しは、従来どおりご利用いただけます。

#### 3.利用制限開始時期

平成29年5月8日(月)

#### 4.その他

対象となるお客さまで、キャッシュカードによるATMでの振込みをご希望される場合は、当行本支店の窓口でご相談ください。

以上